平成２２年（フ）第１４４７号
名古屋市港区入場１丁目1905番地の１　シルフィード104号
債務者　藤本　和也
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３２号
名古屋市西区幅下１丁目10番地22　Ｇ１ビル浅間町306号、住民票上の住所三重県桑名市野田３丁目20番地19
債務者　石垣　成章
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６００号
大阪府八尾市東山本新町５丁目４番29号コーポ山本５Ｆ601号
債務者　吉田　隆幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６５７号
大阪府交野市私部４丁目76番４号
債務者　川村　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３１号
大阪府吹田市千里山東１丁目12番５号
債務者　中村　佳男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２９０号
大阪市此花区春日出北１丁目20番16号　リバーハイツ河田
債務者　アイティーウェブネットワークこと　小渕　隆広
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４１号
大阪市阿倍野区王子町１丁目４番15―203号
債務者　森口　成江
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７９号
大阪府守口市八雲北町２丁目７番５号
債務者　津田　利次
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１６号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番４―107号
債務者　北村　徳行
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４３３号
大阪府東大阪市西堤本通西３丁目１番26号シャルムメゾン大和202号
債務者　中井　由美（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４３８号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番17―303号
債務者　森崎　信一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４５５号
大阪府東大阪市西堤学園町２丁目５―14　レオパレスＡＹＯＫＡ308号、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨栄町２丁目18番17号
債務者　鳥居　明彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９５号
大阪市大正区北村１丁目10番14号
債務者　ブルーワークスこと　高宮　講介
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１１号
大阪市住吉区殿辻２丁目７番19号メゾンアルベロ501号
債務者　古賀　由紀
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１４号
大阪府高槻市富田町２丁目７番24号
債務者　根来　典子（旧姓板敷）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８９３号
大阪府東大阪市御厨南３丁目２番41号
債務者　坂本節子こと　金　　節子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０７号
大阪市住吉区万代６丁目８番15号
債務者　眞田有紀こと　愼　　有紀
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで大阪地方裁判所第６民事部